

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 2 月 25 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒8100-0001）福岡市中央区天神 4 丁目 5 番 23 号

名称（フリガナ）：福岡県はかた地どり推進協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 秋吉 智司

ウェブサイトのアドレス：<http://www.hakatajidori.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：はかた地どり、Hakata Jidori

4 明細書の変更

福岡県はかた地どり推進協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）素びなの確認

協議会が構成員から選出した「はかた地どり」の生産行程管理業務を担当する者（以下「生産行程管理者」という。）は、出荷された鶏に係る「はかた地どり出生証明書」の写しにより、使用された素びなが、「はかた地どり」の素びな生産を行う要件を備えている素びな生産施設（協議会が審査のうえ指定した施設）で生産されたことを確認するとともに、その交配様式が明細書の基準を満たしているか否かを確認する。

（2）飼育条件の確認

生産行程管理者は、出荷された鶏に係る「はかた地どり飼養管理日誌」の写しにより、「はかた地どり」の飼育を行う要件を備えている生産農場（協議会が審査のうえ指定した施設）で生産されたことを確認するとともに、飼育期間、飼育方法、飼育密度及び飼育用飼料が明細書の基準を満たしているか否かを確認する。

（3）最終製品の形態

生産行程管理者は、「はかた地どり」の食鳥処理を行う要件を備えている食鳥処理場（協議会が審査のうえ指定した施設）において、食鳥処理された鶏が、（2）の生産農

場から受入れられた鶏であること及び「はかた地どり」の最終製品が鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ（以下「鶏肉等」という。）であることを確認する。

（４）確認結果の記録及び現地調査

ア 生産行程管理者は、上記の（１）から（３）において確認した結果を「はかた地どり明細書適合性及び地理的表示等確認書」にとりまとめ、概ね１か月毎に協議会に提出する。

また、生産行程管理者は、上記の（１）から（３）において、基準を満たしていないことを確認した場合は、協議会に対し直ちにその旨について報告する。

イ 協議会は、生産行程管理者から提出を受けた「はかた地どり明細書適合性及び地理的表示等確認書」に不備のないことを確認するとともに、各農場において年１回以上の現地調査を行い、その結果について「はかた地どり生産状況確認調査表」に記録する。

また、協議会は、生産行程管理者からの報告により、生産方法の各基準について遵守されていないことが疑われる場合は、当該構成員に対し臨時の現地調査を実施し、調査・指導の結果について「はかた地どり明細書適合性の確認等における調査結果書」に記録する。

６ 明細書適合性の指導

（１）協議会は、構成員が明細書に記載の生産の方法の各基準に従った生産を行っていないことを確認した場合には、当該構成員に対し、「はかた地どり」としての出荷を停止させるとともに、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該構成員の農場について協議会の指定を取り消すこととする。

（２）協議会は、年に１回以上、構成員に対する講習会等の説明の機会を設け、明細書に記載の生産の方法の各基準を遵守するよう指導するものとする。

７ 地理的表示等の使用の確認

（１）生産行程管理者は、最終製品について、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしている鶏肉等のみに地理的表示である「はかた地どり」及び登録標章を表示していること及びこれらの表示がされている包材等について、確認した結果を「はかた地どり明細書適合性及び地理的表示等確認書」にとりまとめ、概ね１か月毎に協議会に提出する。

また、地理的表示等の不適正な使用が確認された場合は、協議会に対し直ちにその旨について報告する。

（２）協議会は、生産行程管理者から提出を受けた「はかた地どり明細書適合性及び地理的表示等確認書」に不備のないことを確認する。

また、地理的表示等の使用状況について年１回以上の現地調査を行い、その結果及び「はかた地どり最終製品および標章添付確認書」の確認状況について「はかた地どり生産状況確認調査表」に記録する。

（３）生産行程管理者は、最終製品の確認の際に、以下の地鶏肉等がないか確認する。

- ① 生産地・生産の方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない鶏肉等であるにもかかわらず、地理的表示である「はかた地どり」及び登録標章が使用されている鶏肉等
- ② 地理的表示である「はかた地どり」のみが使用されている鶏肉等
- ③ 登録標章のみが使用されている鶏肉等
- ④ 地理的表示である「はかた地どり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている鶏肉等

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 協議会は、以下の①から④までに該当する地理的表示等の使用を確認した場合は、当該構成員に対し警告を発し、是正を求めるとともに、是正されるまでの間、「はかた地どり」としての出荷を停止させる。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該構成員の食鳥処理場について協議会の指定を取り消すこととする。指導の結果については、「明細書適合性の確認等における調査結果書」に記録する。

- ① 明細書に記載の生産方法の各基準のいずれかを満たさない鶏肉等であるにもかかわらず、地理的表示である「はかた地どり」及び登録標章が使用されている場合
 - ② 地理的表示である「はかた地どり」のみが使用されている場合
 - ③ 登録標章のみが使用されている場合
 - ④ 地理的表示である「はかた地どり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 協議会は、6(2)の説明の際に合わせて適正な地理的表示等の使用についての指導も行うものとする。

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① はかた地どり明細書適合性及び地理的表示等確認書
 - ② はかた地どり生産状況確認調査表
 - ③ はかた地どり明細書適合性の確認等における調査結果書
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9の(1)及び(2)において提出した書類、またその確認に要した以下の書類を、協議会事務局に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ① はかた地どり最終製品及び標章添付確認書

- ② はかた地どり指定事業用施設台帳
- ③ はかた地どり出生証明書の写し
- ④ はかた地どり飼養管理日誌の写し
- ⑤ その他、「はかた地どり」の生産に関し、協議会又は協議会の構成員が作成した記録

11 連絡先

[Redacted contact information]